

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請の補正について
(発電設備の総点検結果を踏まえた省令改正に伴う変更)

平成 19 年 11 月 27 日

当社は、発電設備の総点検結果を踏まえた実用炉規則(※1)の改正に伴い、平成19年9月28日に原子炉施設保安規定(※2)の変更認可申請を行いました。(平成19年9月28日 公表済み)

その後、原子力安全・保安院より、本申請内容に対して、実用炉規則の改正内容等に照らして、記載の充実を図るよう指導を受けたことから、この指導に基づき、変更認可申請中の原子炉施設保安規定の記載内容を見直し、本日(平成19年11月27日)、補正申請を行いました。今後、国による審査を受けます。

【補正申請(平成19年11月27日)の概要】 (変更認可申請との比較)

1. 「実用炉規則の一部を改正する省令」(平成19年8月9日公布)に伴う変更

[主な内容]

項目	現 行	変更認可申請 (平成19年9月28日)の概要	補正申請 (平成19年11月27日)の概要
安全文化の醸成	—	(追加) 原子力安全を最優先とした保安活動を確実なものとするため、安全文化醸成活動を計画し、実施し、評価し、継続的に改善する。	(記載の充実) 安全文化の醸成活動の骨子が分かるよう、社長、発電本部長、原子力部長、経営考査室長および組織が実施する事項を具体的に記載。
保安に関する社長の職務	社長は、トップマネジメントとして、管理責任者(発電本部長)を指揮し、保安活動を統括する。	(変更) 社長は、原子力安全を最優先に位置づけた保安活動が行われることならびに関係法令および保安規定が遵守されることを確実にするため、発電所における保安活動に係る次の活動を統轄する。 ア. 安全文化の醸成に関すること イ. コンプライアンス意識の定着・浸透に関すること ウ. 品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善に関すること	(記載の見直し) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、保安活動を統轄する。また、第2条の2第2項および第2条の3第2項の職務を行う。 ＜第2条の2第2項の職務＞ (1)原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成の方針を表明し、保安に関する組織全体に伝達され理解されることを確実にする。また、必要に応じて方針の見直しを行う。 (2)安全文化の醸成に関する評価結果を確認し、発電本部長および経営考査室長に対して、必要な指示を行う。 ＜第2条の3第2項の職務＞ (1)コンプライアンスの方針を表明し、保安に関する組織全体に伝達され理解されることを確実にする。また、必要に応じて方針の見直しを行う。 (2)コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価結果を確認し、発電本部長および経営考査室長に対して、必要な指示を行う。

項目	現行	変更認可申請 (平成19年9月28日)の概要	補正申請 (平成19年11月27日)の概要
原子炉主任技術者の組織上の位置づけ	—	(追加) 原子炉主任技術者は、発電所のラインに属さない専門職とする。	(記載の見直し) 原子炉主任技術者は、品質保証・検査部、総務部、技術部、発電部、保修部および原子力研修センターの職位を兼任しない。
保安情報の共有化	—	(追加) 原子力関係部門は、プラントメーカーから得られた保安に関する技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。	(記載の見直し) 原子力関係部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。

2. 発電設備の総点検の結果を踏まえた保安活動の明確化を図るための変更

(1) 当社で認められた不適切な事案(※3)を踏まえた対応

[主な内容]

項目	現行	変更認可申請 (平成19年9月28日)の概要	補正申請 (平成19年11月27日)の概要
保守管理	—	(追加) 安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造を実施する場合は、法令に基づく手続きの要否を確認する。 点検・補修等の結果の記録に、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を明記する。	(補正なし)

(2) 他社で認められた不適切な事案(※4)を踏まえた対応

[主な内容]

項目	現行	変更認可申請 (平成19年9月28日)の概要	補正申請 (平成19年11月27日)の概要
巡視点検	—	(追加) 保安規定第93条第1項に定める区域(※5)(特に立入りが制限された区域を除く。)の原子炉施設についても巡視および点検を行う。	(記載の見直し) 保安規定第93条第1項に定める区域の原子炉施設について巡視または監視を行う。

※1 実用炉規則とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則。

※2 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。

- ※3 浜岡原子力発電所3, 4号機の窒素補給用配管取替工事における手続不備の事案(平成18年に配管材料を変更した際、工事計画書変更の届出および使用前検査の受検を未実施の事案)(平成19年2月28日 公表済み)
- ※4 日本原子力発電(株)で認められた格納容器内における巡視点検に係る不適切な事案(格納容器内巡視時に微少な蒸気漏れを確認したが、対外報告を行わず半年以上経過した後に原子炉を手動停止した事案)
- ※5 保安規定第93条第1項に定める区域とは、管理区域のうち、次の基準を超えるまたは超えるおそれがあり、標識を設けて他の場所と区別するほか、区画、施錠等措施を講じている区域。
 - (1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト
 - (2) 空気中の放射性物質濃度または床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍

以上